



住民税、所得税の

◎申告受付日程表

月	日	曜	対象地区
2月	18	(火)	褒部・岩屋・尻屋
	19	(水)	石持・蒲野沢・桑原・東栄・稲崎
	20	(木)	向野・鹿橋・上田代・下田代
	21	(金)	砂子又・上田屋・下田屋・豊栄・一里小屋・石蔵平
	※22(土)・23(日)・24(月)…申告受付なし		
	25	(火)	大利・早掛平・目名
	26	(水)	尻労・猿ヶ森
	27	(木)	入口・古野牛川・野牛
3月	28	(金)	小田野沢(1班～4班)
	※29(土)・1(日)・2(月)…申告受付なし		
	3	(火)	小田野沢(5班～8班)
	4	(水)	小田野沢(9班～12班)
	5	(木)	老部(1班～5班)
	6	(金)	老部(6班～10班)
	※7(土)・8(日)・9(月)…申告受付なし		
	10	(火)	白糠(下馬坂)
	11	(水)	白糠(浜通・向流・宇田)
	12	(木)	白糠(明神ノ上・押付・砂端)
	13	(金)	白糠(赤平)

◎受付場所 東通村体育館

◎受付時間

午前： 9時～11時30分

午後： 13時～16時

※体育館は午前8時15分に開館します
それ以前には入館できません

給与収入又は年金収入のみの方については、申告期間中でも役場庁舎（税務住民課）で次のとおり受付いたします。
期間：2月4日（火）～7日（金）
時間：午前9時から午後5時

※申告受付期間中は特別の許可を受けて所得税の確定申告書を作成しております。そのため、受付期間を過ぎると、役場では所得税の確定申告書の作成ができなくなります。その場合、ご自分で税務署に申告書を提出いただくほか、無申告加算税や延滞税が生じる場合もあります。

令和2年度住民税申告及び令和元年分所得税確定申告の受付が左記の日程表により行われます。申告が必要とされる方は、忘れずに、期間内に済ませましょう！

◎申告しなければならない方

令和2年1月1日現在、東通村に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①前年(平成31年1月から令和元12月まで)収入のあった方
- ②収入がない方で、被扶養者となっていない方
(収入がない旨の申告が必要です)
- ③勤務先から給与支払報告書が提出されない方
- ④年の途中で退職したことなどにより、年末調整をしていない方
- ⑤雑損控除や医療費控除、その他の控除を受けようとする方

◎申告しなくてもよい方

- ①税務署へ所得税の確定申告をする（した）方
- ②勤務先で年末調整を済ませた方で、給与以外に収入がない方
- ③年金だけの収入で源泉徴収されていない方
・65歳未満で年金収入98万円以下の方
・65歳以上で年金収入148万円以下の方

◎申告しないと・・・

- 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減の適用、国民年金保険料の減免申請が受けられない場合があります
- 介護保険料の算定、保育料の算定、村営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借り入れや奨学金の借り入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません

◎申告時のお願い

- 申告会場は大変混雑しますので、必ずご自分の地区に割り当てられた日に申告を行うようお願いいたします。
- ・午前中は大変混雑いたしますので、午後からの受付をお勧めいたします。
- ・割り当てられた日に申告できない場合は、税務住民課までご相談ください。(割り当てられた日以外に申告に訪れた場合、受付できない場合があります)
- ・申告受付期間中は、税務住民課（税政 6）職員が申告受付のため役場庁舎内に不在の場合がありますので、証明書発行以外でご相談等がある場合には、月曜日の来庁又は事前のご連絡をお願いします。